

自主規制モニター会議
次第
(2024年3月28日(木) 16:00~18:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 自主規制の活動報告(運営状況)

(1) 品質管理レビュー制度 【資料1】

(2) 上場会社等監査人登録制度 【資料2】

(3) 個別事案審査制度(審査申立て制度含む) 【資料3】

2. 自主規制の活動報告(論題)

懲戒処分の周知、公示及び公表等の見直し 【資料4-1】

(懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム) 【資料4-2】

IV 会則等の制定・改廃に係る求意見

V 閉会

資料No.	資料
1	品質管理レビュー制度
2	上場会社等監査人登録制度
3	個別事案審査制度
4-1	懲戒処分の周知、公示及び公表等に関する会則及び細則の一部変更要綱の概要
4-2	懲戒処分の周知、公示及び公表等に関する会則及び細則の一部変更要綱

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
おおば あきよし 大場 昭義	日本公認会計士協会 外部理事 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会長
かんだ あさか 神田 安積	弁護士
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
しおたに きみろう 塩谷 公朗	公益社団法人 日本監査役協会 会長
はまだ やすし 浜田 康	公認会計士
はやし けんたろう 林 謙太郎	日本取引所自主規制法人 常任理事
まつお もとのぶ 松尾 元信	日本証券業協会 専務理事
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長

資料 1

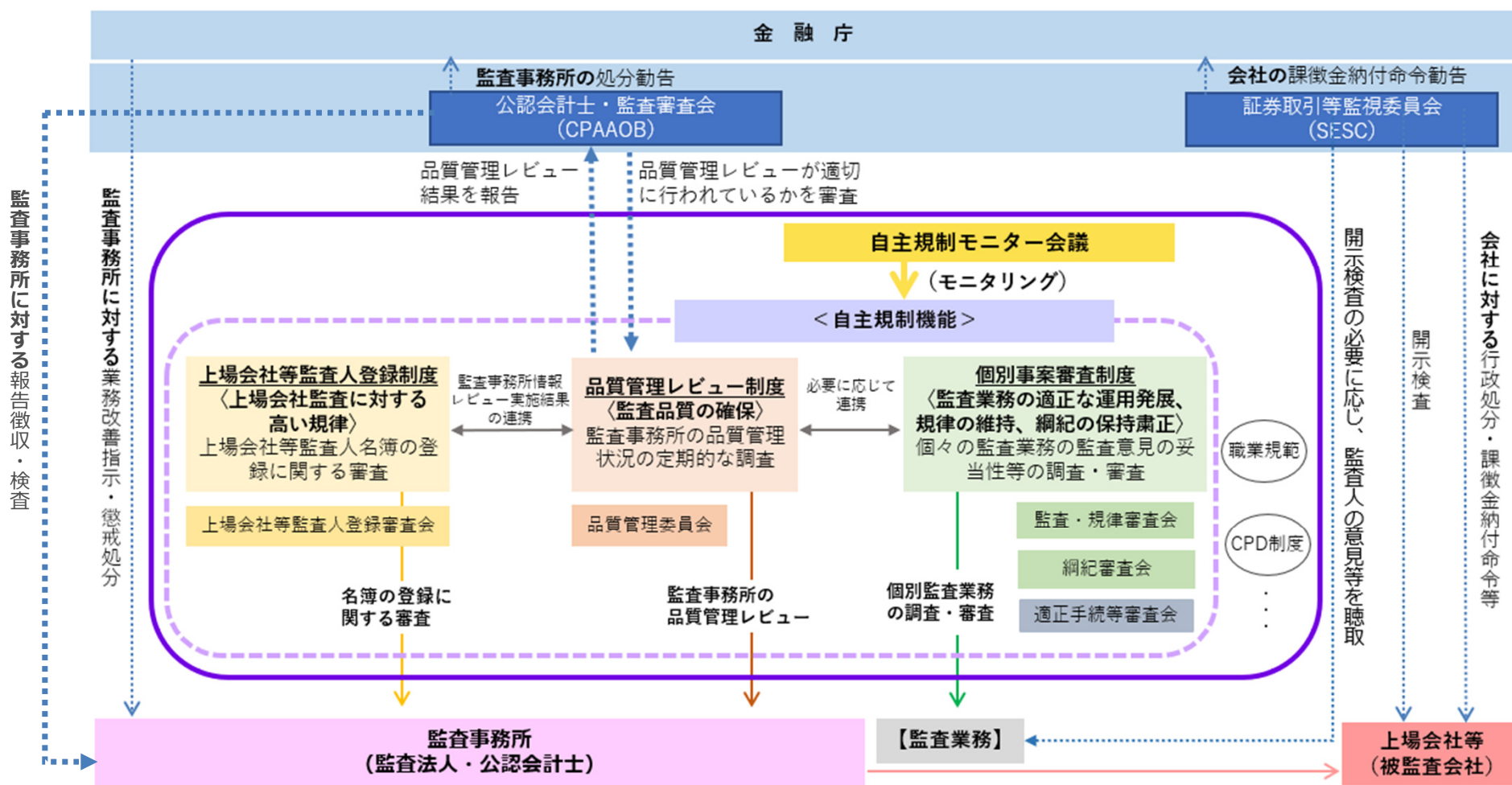
品質管理レビュー制度

自主規制モニター会議

2024/3/28



(参考) 自主規制の全体像



1. 2023年度品質管理レビューの実施状況

	実施監査事務所数	既審議数		未審議数
		~2023.09	2023.10~2024.02	
通常レビュー	81(52)	4(0)	53 (34) ^{(注1)(注3)}	24(18)
特別レビュー	0	0	0	0
改善状況の確認	9(6)	0(0)	4(1) ^(注2)	5(5)
通常レビュー対象監査事務所 (4月1日現在)	223 (144)	* 括弧内は上場会社と監査契約を締結している監査事務所に係る数値 * 前回報告時から「実施監査事務所数」に変動あり (「通常レビュー」から「改善状況の確認」に計画変更：1(1)監査事務所)		
通常レビュー実施割合	36%(36%)			

(注1) 重要な不備事項なし：46(33)監査事務所 [うち、注意(再指摘): 5(3)監査事務所、嚴重注意(再々指摘)：1(1)監査事務所]
 重要な不備事項あり：4(1)監査事務所 [うち、注意(軽減)：3(0)監査事務所、嚴重注意：1(1)監査事務所]

極めて重要な不備事項あり：3(0)監査事務所【辞退勧告】

(注2) 改善不十分な事項なし：4(1)監査事務所

(注3) このほか、2022年度から繰り越した監査事務所の審議あり（通常レビュー）
 重要な不備事項のない実施結果：1(1)監査事務所

2. 上場会社等を監査する監査事務所に対する品質管理レビューの実施状況

● 上場会社の監査を行う監査事務所に対する通常レビュー

みなし登録上場会社等監査人130監査事務所*のうち50監査事務所*に対して通常レビューを実施

- 今後の登録申請・審査時に行われる適格性の確認に備え、「**上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン***」の目線に基づき登録申請時まで改善を要する事項を併せて確認し、改善勧告事項とする

* https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230629aja.html

- 従来1人体制（担当主査）で行っていた「監査事務所の品質管理のシステム」の確認を**2人体制**（担当主査+主査レビューアー）で行う

- ➡ 2023年度の通常レビューでは「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項が急増

「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項（前年度比較）

改善勧告事項	2022年度通常レビュー			2023年度通常レビュー		
	59監査事務所			32監査事務所（2/15現在）		
	改善勧告事項あり			改善勧告事項あり		
	監査事務所数	勧告比率	勧告事項数	監査事務所数	勧告比率	勧告事項数
1. 品質管理の全般的体制	5	8%	7	26	81%	51
2. 情報セキュリティ	6	10%	9	21	66%	43
3. 職業倫理及び独立性	6	10%	8	5	16%	5
4. 契約の新規の締結及び更新	3	5%	4	9	28%	10
5. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	3	5%	4	20	63%	28
6. 指示と監督及び監査調書の査閲	4	7%	4	4	13%	4
7. 専門的な見解の問合せ	1	2%	1	25	78%	25
8. 審査	5	8%	6	11	34%	16
9. 監査調書の整理及び管理・保存	16	27%	21	16	50%	19
10. 業務の実施	2	3%	2	13	41%	15
11. 品質管理のシステムの監視	5	8%	5	12	38%	12
12. 共同監査	1	2%	1	0	0%	0
計	24	41%	72	29	91%	228

1監査事務所平均 1.2件

1監査事務所平均 7.1件

※ 法令上の経過措置の適用を受けていない監査事務所（2023年3月末時点において上場会社等との監査契約がない監査事務所、今後上場会社の監査を行う意向がない監査事務所など）や合併により消滅した監査事務所は含まれないため、スライド4「実施監査事務所数」欄に記載の「通常レビュー」及び「通常レビュー対象監査事務所」の括弧内の数と一致しない。

4. 2024年度以降の課題

- **上場会社の監査を行う監査事務所に対する品質管理レビュー**
 - 2024年度以降は登録上場会社等監査人に対する品質管理レビュー（適格性の確認を含む）が開始される。
 - 登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューに向けて、公認会計士法施行規則第93条（ISQM）、第95条（経営管理の状況等）、第96条（監査法人のガバナンス・コードの適用状況）の情報開示体制について求められる目線のレベル感をわかりやすく示していく必要があると課題認識しており、「品質管理レビュー手続」と「適格性の確認のためのガイドライン」の改正案を検討中である。
- **上場会社の監査を行っていない監査事務所に対する通常レビュー**
 - 2024年度以降も上場会社の監査を行う監査事務所に対する指導・監督に重点を置くことを考えており、上場会社の監査を行っていない監査事務所で、繰り返し辞退勧告を講じている監査事務所へのリソース配分の在り方が課題となっている。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

資料 2

上場会社等監査人登録制度

自主規制モニター会議

2024/3/28



上場会社等監査人登録審査会の運営状況（申請状況）

●みなし登録事務所（旧制度における上場会社監査人登録事務所）の申請状況

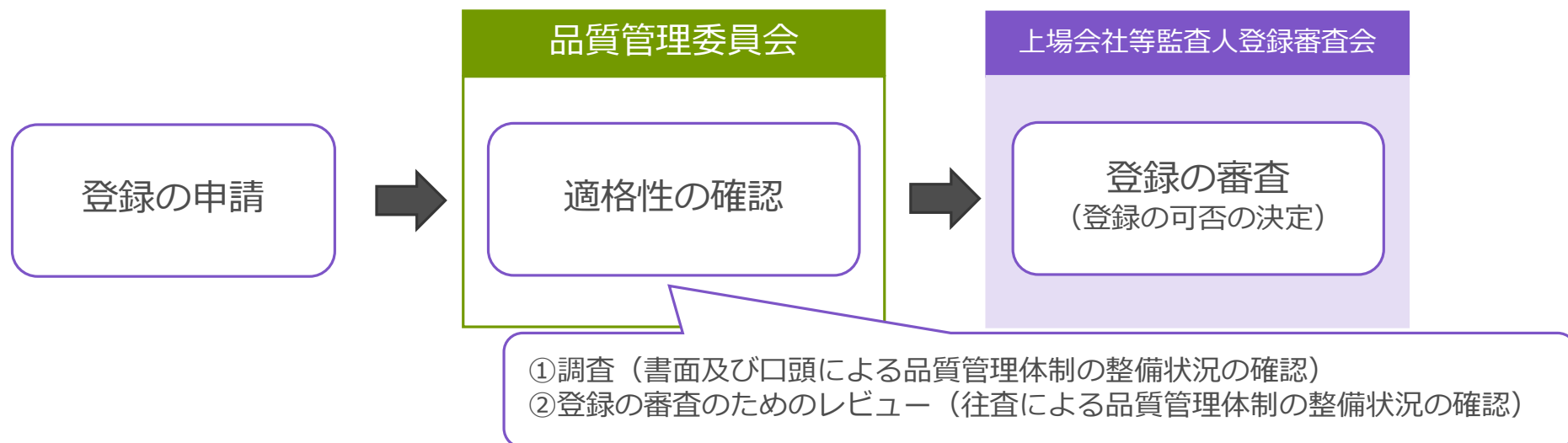
		2023年						2024年									未定	合計
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
7月 質問票	単月	3	0	5	4	4	14	6	12	40	5	1	10	2	4	1	22	133
	累計	3	3	8	12	16	30	36	48	88	93	94	104	106	110	111		133
実績・ 見込	単月	2	0	0	4	4	3	6	5	69	8	12	13	2	0	0	2	130
	累計	2	2	2	6	10	13	19	24	93	101	113	126	128	128	128		130
	残数	128	128	128	124	120	117	111	106	37	29	17	4	2	2	2		
差異	単月	-1	0	-5	0	0	-11	0	-7	29	3	11	3	0	-4	-1	-20	-3
	累計	-1	-1	-6	-6	-6	-17	-17	-24	5	8	19	22	22	18	17		-3

後倒し傾向

監査事務所の合併によるみなし登録事務所数の減少（3事務所）

- 2023年7月の質問票回答時より、多くの事務所が申請スケジュールを後ろ倒し（3月申請に集中）
- 各事務所、月末日近くに申請をあげる傾向
- 上記のみなし登録事務所以外にも新規事務所から申請があり、2024.2.29時点で新規事務所は登録済み3件、審査中2件
- 3月申請の集中への対応として、申請書類の受付対応等に係る事務局要員の確保、上場会社等監査人登録審査会の開催頻度の増加等を予定

(参考) みなし登録上場会社等監査人の登録の審査の流れ



(日本公認会計士協会会則附則 (2023年1月31日改正附則) 第8項)

- みなし登録事務所のうち直前3事業年度において通常レビューを受けており、嚴重注意又は辞退勧告の措置を受けていない監査事務所は「登録の審査のためのレビュー」を**実施せず**、直前に受けた通常レビューの実施結果を踏まえて、登録の審査を行う。➡上記①の調査を実施
- ただし、**上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたときは**、「登録の審査のためのレビュー」の**実施を妨げない**とされている。➡各監査事務所のセルフアセスメント回答に対するレビューアーの評価や過年度レビューの実施結果等を考慮して、上場会社監査人登録審査会にて、登録審査レビュー (上記②) の必要性を判断

上場会社等監査人登録審査会の運営状況（登録状況）

＜上場会社等監査人登録審査会の開催状況＞

- 2023年4月の発足以降、毎月1回のペースで開催
- 2024年3月～9月は、予備日も含め、月2・3回ペースでの開催を予定

＜上場会社等監査人申請にかかる審査状況＞

申請済		審査中	
申請済み	29	審査中	14
(新規)	5	(新規)	2
(みなし)	24	(みなし)	12
		登録済み	15
		(新規)	3
		(みなし)	12

＜上場会社等監査人登録事務所（2024.2.29時点）＞

	監査事務所名	審査会承認日	属性
1	グローリー監査法人	2023/6/22	新規
2	ESネクスト有限責任監査法人	2023/10/31	みなし登録事務所
3	有限責任監査法人トーマツ	2023/11/28	みなし登録事務所
4	アーク有限責任監査法人	2023/12/27	みなし登録事務所
5	監査法人アヴァンティア	2023/12/27	みなし登録事務所
6	S C S 国際有限責任監査法人	2023/12/27	みなし登録事務所
7	有限責任 あずさ監査法人	2024/1/30	みなし登録事務所
8	Amaterasu有限責任監査法人	2024/1/30	みなし登録事務所
9	應和監査法人	2024/1/30	みなし登録事務所
10	きぼう監査法人	2024/1/30	新規
11	監査法人 Growth	2024/1/30	新規
12	E Y 新日本有限責任監査法人	2024/2/27	みなし登録事務所
13	三優監査法人	2024/2/27	みなし登録事務所
14	かなで監査法人	2024/2/27	みなし登録事務所
15	フェイス監査法人	2024/2/27	みなし登録事務所

上場会社等監査人登録審査会において議論された事項①

● 公認会計士法施行規則第87条第2号の充足にかかる目線

状況

- 公認会計士法施行規則第87条第2号では、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制として、「業務の品質の管理に係る専任の部門の設置」あるいは「業務の品質の管理に主として従事する公認会計士の選任」を求めている。

課題認識

- 中小規模監査事務所では、「業務の品質の管理に主として従事する公認会計士の選任」をもって当該要件の充足を図る事務所が大半であるが、『業務の品質の管理に主として従事する』という要件を満たしているとは判断するには、どの程度の品質管理業務への関与割合が必要であるか、という点が論点となった。

議論の方向性

- 登録の審査を進めるに当たっては、「業務の品質の管理に主として従事する」と判断するには、少なくとも全業務時間のうちの過半については、品質管理業務へ関与するという目安をもって、審査を進めていく方向性が確認された。

上場会社等監査人登録審査会において議論された事項②

● 新規登録申請を行ってきた監査事務所に対する審査の目線

状況

- 上場会社等監査人名簿への新規登録を目指す監査事務所の中には、設立後間もない監査事務所や、監査責任者としての監査業務従事経験がない社員が過半を占めるような監査事務所が見受けられる。

課題認識

- 監査事務所の業務管理体制・品質管理体制の整備の状況に関しては、往査等の方法により確認できる。しかしながら、設立間もない監査事務所の場合には、業務の運営の実績を確認できないため、**整備した品質管理体制に依拠して、監査事務所の運営を適切に行うことができるか**について、懸念が見受けられた。

議論の方向性

- 登録の審査を進めるに当たっては、業務管理体制・品質管理体制の整備の状況のほか、**監査事務所の専門要員（主に監査法人の社員）が、業務管理体制・品質管理体制の構築に関して必要な知識及び経験を有しているか**という観点も踏まえつつ、審査を進めていく方向性が確認された。

上場会社等監査人登録審査会において議論された事項③

● 研修の免除を受けている監査法人の社員の取扱い

状況

- 登録の申請を受けようとするみなし登録上場会社等監査人（監査法人）の中には、高齢を理由として、継続的専門能力開発研修（CPD）の履修必要単位数の取得を免除されている社員がいる。

課題認識

- CPD義務不履行者が社員に就任している場合、当該監査法人の登録の申請は認められない。【義務の免除を受けている者】は【義務不履行者】ではないものの、「単位を取得していない社員がいる」という実質を踏まえたとき、どのように審査（品質管理レビュー）を進めていくべきかが論点となった。

議論の方向性

- 品質管理レビュー制度が担う指導の観点から、倫理規則の基本原則を踏まえ、社員として業務運営に関与する以上は適切に研修を受講する必要があり、もし研修を受講できる状況にない場合には、社員を退任いただくことも視野に、監査法人に対して指導を進めていく方向性が確認された。

(参考) 研修府令／CPD細則における**免除**に係る規定

研修府令 (抄)

(研修の免除)

第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長（以下「会長」という。）に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。

- 一 **負傷又は疾病のために療養**すること。
- 二 **国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。**
- 三 **国又は地方公共団体に常時勤務**すること。
- 四 **監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）第五条に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務**すること。
- 五 **所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者**であること。
- 六 公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由であつて、前各号に準ずるもの

2～5 (省 略)

- 6 第一項の規定による申請をした公認会計士は、当該申請に係る第三項の規定による研修の免除がされた場合においては、当該事業年度の研修を受けることを要しない。

CPD細則 (抄)

(公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由)

第33条 研修府令第2条第1項第6号に規定する公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由とは、次の場合をいう。

- (1) **出産、育児又は介護のために休業**すること。
 - (2) **大学教員としての職務に専念**すること（研修の免除又は必要単位数の軽減の取り扱いは前条に準じる。）。
 - (3) **会社の役員その他別に定める者について特別な事情があると認められること。**
 - (4) 研修府令第2条第1項第1号から第5号まで及び前3号に掲げるもののほか、CPD協議会が定める事由
- 2 前項第3号の者については、公認会計士の名称を用いた業務を行っていない者に限るものとする。
(80歳以上の特例)

第35条 **会員が公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に従事しておらず、かつ満年齢で80歳に達した場合には、会則第129条第1項の特例として当該事業年度以降、研修を免除**する。

- 2 前項に該当する会員については、会長が文書等により状況の確認を行った上で、金融庁長官に対し免除申請の手続をするものとする。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

資料3

個別事案審査制度

自主規制モニター会議

2024/3/28



監査・規律審査会の運営状況

監査・規律審査会

対象期間：2023年10月1日～2024年2月29日

▶ 監査・規律審査会の審議状況

(委員17名：うち会員15名、会員外2名)

開催回数：8回

	監査事案	倫理事案
繰越事案	26事案	7事案
新規事案	7事案	5事案
終了事案	7事案	4事案
次月繰越	26事案	8事案

▶ 監査・規律審査会の終了事案 結論の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	7事案	問題なし	1事案
		改善勧告	3事案
		綱紀回付	1事案 ※1
		取下げ	2事案 ※2
倫理事案	4事案	問題なし	—
		改善勧告	2事案 ※3
		綱紀回付	3事案 ※3

※1 品質管理委員会への報告を行った。

※2 長期中断事案について裁判の結果等を受けて、取下げの議決を行った。

※3 同一の事案で関係会員ごとに複数の結論が出る事案があるため、案件数と結論に差異が生じている。

綱紀審査会の運営状況

綱紀審査会

対象期間：2023年10月1日～2024年2月29日

▶ 綱紀審査会の審議状況

(委員7名：うち会員5名、会員外2名)

開催回数：7回

繰越事案	—
新規事案	4事案
終了事案	2事案 ※
次月繰越	2事案

▶ 綱紀審査会の終了事案 2事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監查事案	—	—	—
倫理事案	2事案	改善勧告	—
		懲戒処分	—
		戒告	—
		会員権停止	2事案
		退会勧告	—

※ 終了事案の事案数は、綱紀審査結果申渡し日を基準としている。

適正手続等審査会の運営状況

● 適正手続等審査会

- 綱紀審査会（品質管理委員会）から処分内容を申し渡された関係会員からの審査申立てを審査する。（申立事由に限る審査で、処分内容の再審査ではない。）
- 関係会員からの審査申立てに正当性があるときは、綱紀審査会（品質管理委員会）に事案を差し戻し、正当性が認められないときは申立てを棄却する旨を会長に報告する。

● 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等

※ 2023年4月1日以後は、法改正に伴う新制度により、品質管理レビュー制度については行政不服審査の対象となることから、当審査申立ての対象外となっている。

● 審査申立ての要件

結論に影響を及ぼす「手続違反」「重大な事実誤認」「新たな事実の判明」があった場合

適正手続等審査会の運営状況

適正手続等審査会

対象期間：2023年10月1日～2024年2月29日

▶ 適正手続等審査会の審議状況

(委員5名：うち会員2名、会員外3名)

開催回数：11回

繰越事案	3事案	※
新規事案	2事案	
終了事案	1事案	
次月繰越	4事案	※

▶ 適正手続等審査会の終了事案 1事案の内訳

いずれも綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容に対する申立て事案

事案種類	事案数	結論
監查事案	—	—
倫理事案	1事案	棄却

棄却により、綱紀審査会における結論が確定する

※ うち、品質管理レビュー制度を対象とする事案：1件

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会